

JWWA B 116 : 2004 (水道用ポリエチレン管金属継手) は,平成 21 年 2 月 24 日付,平成 22 年 2 月 26 日付及び平成 23 年 3 月 30 日付で一部改正されました。改正箇所を次に掲載します。(全 2 ページ)

平成 21 年 2 月 24 日付改正 (平成 21 年 4 月 1 日適用) 箇所

頁	改正前		改正後		備考
3	表 2		表 2		呼び径 13 ~ 30 のみ改正
	項目	品質規定 呼び径 13 ~ 30	項目	品質規定 呼び径 13 ~ 30	
	略		略		
	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	mg/L 5 以下	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	mg/L 3 以下	
	略		略		
30	附属書 4 表 1		附属書 4 表 1		1,1-ジクロロエチレンを削除
	項目	品質規定	項目	品質規定	
	略		略		
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L 0.002 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.004 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.004 以下			
	略		略		
32	附属書 5 表 1		附属書 5 表 1		1,1-ジクロロエチレンを削除
	項目	品質規定	項目	品質規定	
	略		略		
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L 0.02 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.04 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.04 以下			
	略		略		
	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	mg/L 5 以下	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	mg/L 3 以下	
	略		略		

平成 22 年 2 月 26 日付改正（平成 22 年 4 月 1 日適用） 箇所

頁	改正前	改正後	備考
21	附属書 1 表 2		
	項目	品質規定	
	カドミウム及びその化合物 略 mg/L	0.01 以下	
23	附属書 2 表 2		
	項目	品質規定	
	カドミウム及びその化合物 略 mg/L	0.001 以下	
30	附属書 4 表 1		1,1,2-トリクロロエタンを削除
	項目	品質規定	
	カドミウム及びその化合物 略 mg/L	0.001 以下	
	<u>1,1,2-トリクロロエタン</u> 略 mg/L	<u>0.0006 以下</u>	
32	附属書 5 表 1		1,1,2-トリクロロエタンを削除
	項目	品質規定	
	カドミウム及びその化合物 略 mg/L	0.01 以下	
	<u>1,1,2-トリクロロエタン</u> 略 mg/L	<u>0.006 以下</u>	

平成 23 年 3 月 30 日付改正（平成 23 年 4 月 1 日適用） 箇所

頁	改正前	改正後	備考
30	附属書 4 表 1		
	項目	品質規定	
	トリクロロエチレン 略 mg/L	0.003 以下	
32	附属書 5 表 1		
	項目	品質規定	
	トリクロロエチレン 略 mg/L	0.03 以下	